

序議付議事案書

開催・令和7年3月31日

所管部課	教育部生涯学習課	部長	田口 茂夫
件名	東大和市体育施設等に関する条例施行規則について		
		区分	<input checked="" type="radio"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則		
部課機関			
<p>1. 要旨 これまで、教育委員会規則で定めていた東大和市体育施設等に関する条例施行規則について、令和7年4月1日からスポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、市長が管理し、及び執行することになることから、市長の規則として制定したい。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① これまで教育委員会が制定している東大和市体育施設等に関する条例施行規則（平成5年教委規則第8号）の内容を踏まえて制定する。 ② 令和7年4月1日から、体育施設等の利用に関して新たな公共施設予約システムを導入することから運用について当該予約システムに対応できるようにする。 <p>(2) 施行日：令和7年4月1日</p>			
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 東大和市体育施設等に関する条例施行規則を廃止する規則（令和7年教委規則第4号）を令和7年2月14日に公布し、令和7年4月1日付けで廃止する。</p> <p>(2) 規則の内容については、総務課審査済み。</p>			
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>			
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>序議における審議終了後、速やかに制定手続を進めたい。</p>			
<p>5. 審議結果</p>			

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。